令和８年度愛媛地方最低賃金審議会第３回愛媛県最低賃金専門部会　議事録

日時

令和８年８月 19 日（水）13：30～15：02

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎７階）

出席者

公益代表委員
　森本部会長、井上部会長代理、園田委員
労働者代表委員
　竹箇平委員、寺田委員、長岡委員
使用者代表委員
　小池委員、西岡委員、村上委員
事務局
　沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

１　開　会
２　金額審議
３　その他
４　閉　会

議事

○賃金室長
　本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
　本日は、委員の皆様全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。
　それでは、森本部会長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

○森本部会長
　ただ今から、第３回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。
　本日も引き続き、金額審議を行いますので、公労、公使に分かれて審議を行ってまい

ります。
　二者間協議となる金額審議は、非公開となりますので、傍聴人の皆様は、ここで退席いただきますようお願いします。

（傍聴者退席）

（以降具体的な金額審議）

○労働者側（４回目金額提示）
　今年度の審議で重要なことは、中央最低賃金審議会の目安どおりの愛媛県最低賃金とすることではなく、愛媛県の実情を総合的に勘案して引上げ額の判断を行うことである。
　中央最低賃金審議会の目安を否定するものではなく、目安額 56 円を出発点として、愛媛県の雇用実態や生計費、物価、人手不足、人材流出、賃金水準、企業の持続可能性、政府による支援などを総合的に勘案した結果、愛媛県では目安を上回る引き上げを行うべきであると考えている。
　愛媛県で働く人が、働くことで安心して生活を維持することができ、企業が必要な人材を確保し、地域経済が持続的に発展していくためには、最低賃金の引き上げが必要である。
　愛媛県の将来を見据え、最低賃金審議会の「愛媛ビジョン」として、毎年 67 円以上を引き上げていくことをベースに、2032 年には愛媛県最低賃金が 1,500 円以上になることを目指して、各対策が講じられ、魅力ある愛媛県となるよう、労使が将来ビジョンを持つことを提案する。
　以上のことから 67 円引き上げた 1,100 円（引上げ率 6.49％）を提示する。

○使用者側（４回目金額提示）
　結審に向けた歩み寄りとして、中央最低賃金審議会の目安どおり 56 円引き上げた 1,089 円（引上げ率 5.42％）を提示することに加え、発効日を令和８年 11 月１日とする指定日発効を求める。
　これまで法定３要素をもとにした議論をしてきたが、労使の提示額の差が埋まらないため、中央最低賃金審議会から「目安を十分参酌して」というメッセージが出されたことや、他県の状況を見ても全会一致の採決が行われているところは目安額での結審が大半を占めていることを考慮して提示する金額である。
　この提示額でも、影響率は 29.69％とほぼ３割であり、最低賃金近傍で働く労働者を抱える事業者には急激な引き上げに映る。また、企業においては、最低賃金が引き上げに伴う給与体系の見直しが生じ、給与計算プログラムの改修といった実務的な影響もあることから、各企業がこれらの対応を行うための猶予期間が必要であると考え、指定日

発効を求めるものである。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

（審議を公開）

○森本部会長
再開いたします。
傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いします。
議事項番４「その他」に入ります。
本日は労使それぞれから金額提示を出していただき、金額審議を重ねてまいりましたが、金額の隔たりは未だ大きく、本日結論を出すには至りませんでした。次回、引き続き行う専門部会で再度審議を行うこととなりました。
事務局から今後の予定の説明があります。

○賃金室長
次回、第４回専門部会につきましては、８月 21 日（金）10 時 00 分から、若草合同庁舎７階共用大会議室で開催いたします。
また、この後開催を予定していた第４回本審も開催を延期し、８月 21 日（金）14 時 00 分から、若草合同庁舎７階共用大会議室で開催いたします。
事務局からは以上です。

○森本部会長
議題はすべて終了いたしました。
他に御質問等がなければ、以上で第３回の専門部会を終了いたします。
皆様、大変お疲れ様でした。